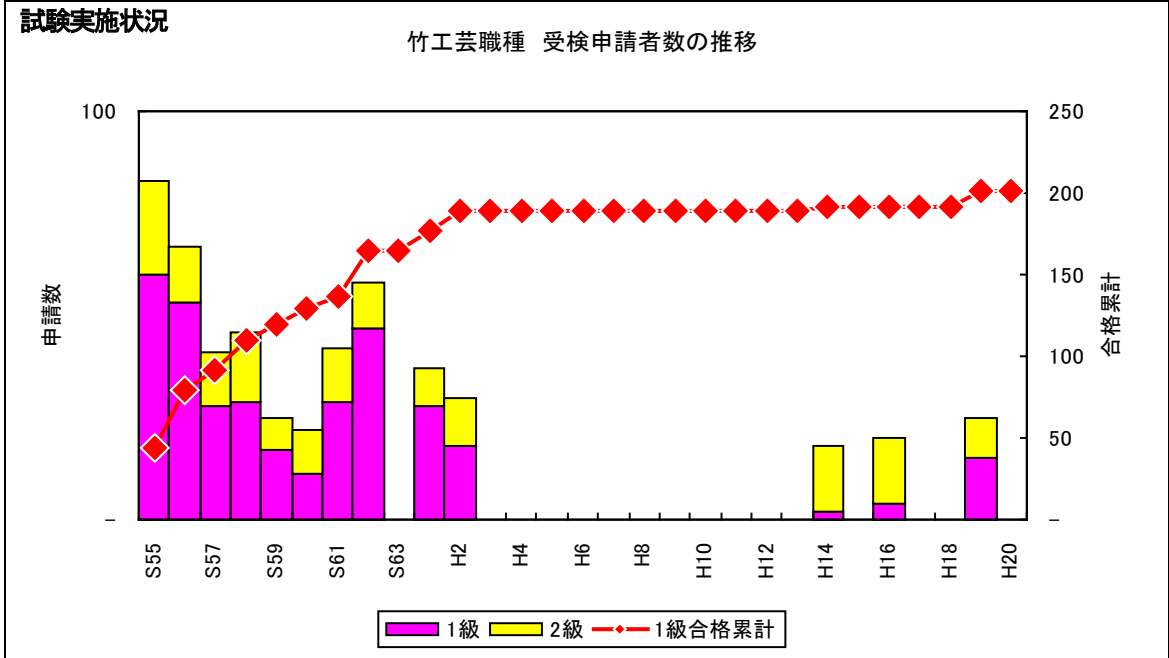


試験科目及びその範囲	技能検定試験の基準の細目
<p>電気機械器具の使用方法</p> <p>6 安全衛生</p> <p>安全衛生に関する詳細な知識</p> <p>実 技 試 験</p> <p>金属バフ研磨仕上げ作業</p> <p>バフ研磨機の調整</p> <p>バフの調製及び選択</p> <p>バフ研磨剤の選択</p> <p>金属バフ研磨仕上げ</p> <p>作業時間の見積り</p>	<p>(5) 絶縁抵抗 (6) 定格出力 (7) 周波数 (8) アース</p> <p>電気機械器具に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 開閉器の取扱い</p> <p>(2) ヒューズの性質及び取扱い</p> <p>(3) 電線の接続部に生じやすい欠陥</p> <p>(4) 電灯、電熱器等屋内電気器具の取扱い</p> <p>(5) 電動機の起動方法及び停止方法</p> <p>(6) 電動機に生じやすい故障</p> <p>1 金属研磨仕上げ作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 機械、器工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法</p> <p>(2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱い方法</p> <p>(3) 作業手順</p> <p>(4) 作業開始時の点検</p> <p>(5) 金属研磨仕上げ作業に関して発生するおそれのあるじん肺等の職業性疾病の原因及び予防</p> <p>(6) 整理整頓及び清潔の保持</p> <p>(7) 事故時等における応急措置及び退避</p> <p>(8) その他金属研磨仕上げ作業に関する安全又は衛生のために必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生法関係法令（金属研磨仕上げ作業に関する部分に限る。）について詳細な知識を有すること。</p> <p>加工物に応じたバフ研磨機の調整ができること。</p> <p>加工物に応じたバフの調製及び選択ができること。</p> <p>加工物に応じたバフ研磨剤の選択ができること。</p> <p>1 複雑な形状の加工物の金属バフ研磨仕上げができること。</p> <p>2 バフ研磨仕上げ製品の検査ができること。</p> <p>バフ研磨仕上げ製品の製作における作業時間の見積りができること。</p>

# 竹工芸職種の概要

作業追加等の経緯	昭和 55 年度	職種新設（編組竹工芸品製作作業、割組竹工芸品製作作業、丸竹加工竹工芸品製作作業）
	昭和 62 年度	試験細目等の最終見直し



			H15	H16	H17	H18	H19	H20	累計
編組竹工芸品製作作業	1級	申請	-	4	-	-	15	-	245
		合格	-	1	-	-	9	-	124
		(率)	( - )	(25.0%)	( - )	( - )	(60.0%)	( - )	(50.6%)
	2級	申請	-	16	-	-	10	-	139
		合格	-	12	-	-	9	-	101
		(率)	( - )	(75.0%)	( - )	( - )	(90.0%)	( - )	(72.7%)
直近 6 年間の受検申請		大分県 (実施公示のみ) 石川県、愛知県							
割組竹工芸品製作作業	1級	申請	-	-	-	-	-	-	36
		合格	-	-	-	-	-	-	26
		(率)	( - )	( - )	( - )	( - )	( - )	( - )	(72.2%)
	2級	申請	-	-	-	-	-	-	16
		合格	-	-	-	-	-	-	9
		(率)	( - )	( - )	( - )	( - )	( - )	( - )	(56.3%)
直近 6 年間の受検申請		(H2 以降の実施公示なし)							
丸竹加工竹工芸品製作作業	1級	申請	-	-	-	-	-	-	60
		合格	-	-	-	-	-	-	51
		(率)	( - )	( - )	( - )	( - )	( - )	( - )	(85.0%)
	2級	申請	-	-	-	-	-	-	18
		合格	-	-	-	-	-	-	16
		(率)	( - )	( - )	( - )	( - )	( - )	( - )	(88.9%)
直近 6 年間の受検申請		(H2 以降の実施公示なし)							

1 1級竹工芸技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

竹工芸の職種における上級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその細目

表1の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表1の右欄のとおりである。

表1

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 竹工芸一般</p> <p>竹工芸品の種類及び特徴</p> <p>竹工芸用機械及び器工具の種類、用途及び使用方法</p> <p>竹材の保存の方法</p> <p>竹材の油抜き、漂白、乾燥及び表皮の研磨の方法</p> <p>竹材の着色の方法</p> <p>竹の加工法の基本</p>	<p>次に掲げる竹工芸品の種類及び特徴について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 編組竹工芸品 (2) 割組竹工芸品 (3) 丸竹加工竹工芸品 (4) その他</p> <p>次に掲げる竹工芸用機械及び器工具の種類、用途及び使用方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 切断用機械及び器工具 (2) 分割用機械及び器工具 (3) 切削用機械及び器工具 (4) 研磨用機械及び器工具 (5) 穴あけ用機械及び器工具 (6) 曲げ用機械及び器工具 (7) その他</p> <p>次に掲げる竹材の保存の方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 防虫法 (2) 防霉<sup>ばい</sup>法 (3) 防割法 (4) 退色防止法 (5) その他</p> <p>1 竹材の油抜きの方法について詳細な知識を有すること。 2 竹材の漂白の方法について詳細な知識を有すること。 3 竹材の乾燥の方法について詳細な知識を有すること。 4 竹材の表皮の研磨の方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>次に掲げる竹材の着色の方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 薬品類着色法 (2) その他の着色法</p> <p>次に掲げる竹の加工法の基本について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 竹の取扱い方法 (2) 竹の曲げ方及び矯正方法 (3) 竹の切断方法 (4) 竹の割り方及び剥ぎ方 (5) 竹の削り方 (6) 竹の穴のあけ方 (7) 竹の接合方法 (8) 竹のえぐり方</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>2 材 料 竹工芸用材料の種類、性質及び用途</p> <p>3 意匠図案 竹工芸品の意匠図案</p> <p>色 彩</p> <p>4 安全衛生 安全衛生に関する詳細な知識</p> <p>5 前各号に掲げる科目のほか、次に掲げる科目のうち、受検者が選択するいずれか一の科目 イ 編組竹工芸品製作法</p>	<p>(9) 竹の軟化展開方法</p> <p>1 竹の種類、性質及び用途について詳細な知識を有すること。 2 次に掲げる材料の種類、性質及び用途について一般的な知識を有すること。 (1) 木 材      (2) 藤              (3) 染 料 (4) 接着剤      (5) 塗 料      (6) 研磨材料 (7) 金属材料   (8) その他</p> <p>次に掲げる竹工芸品の意匠図案に関し、一般的な知識を有すること。 (1) 竹工芸品の基本的意匠図案 (2) 図示法及び読図法</p> <p>竹工芸品の形状、意匠図案と色彩の関係について一般的な知識を有すること。</p> <p>1 竹工芸品製作作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。 (1) 機械、器工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法 (2) 安全装置又は保護具の性能及び取扱い方法 (3) 作業手順 (4) 作業開始時の点検 (5) 竹工芸品製作作業に関し、発生するおそれのある疾病の原因及び予防 (6) 整理整頓及び清潔の保持 (7) 事故時における応急措置及び退避 (8) その他竹工芸品製作作業に関する安全又は衛生のため必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生法関係法令（竹工芸品製作作業に関する部分に限る。）について詳細な知識を有すること。</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>編組竹工芸品の種類、構造及び特徴</p> <p>編組竹工芸品の製作の方法</p>	<p>次に掲げる編組竹工芸品の種類、構造及び特徴について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 花籠 (2) 盛籠 (3) 茶道具類 (4) 千筋細工 (5) その他</p> <p>次に掲げる編組竹工芸品の製作の方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 次に掲げる編み方 イ 四つ目編み      ロ 六つ目編み ハ 網代編み      ニ 菊底編み ホ いかだ底編み      ヘ ござ目編み ト なわ目編み      チ その他</p> <p>(2) 次に掲げる組み方 丸ヒゴ組み</p> <p>(3) 次に掲げる縁の仕上げ方 イ 柁割り当て縁仕上げ      ロ 巻縁仕上げ ハ 平当て縁仕上げ      ニ チャン巻縁仕上げ ホ えび止め縁仕上げ      ヘ 千段当縁仕上げ ト 矢筈巻縁仕上げ      チ 成形縁仕上げ リ その他</p> <p>(4) 次に掲げる立骨の止め方 イ 折返し止め      ロ 接着剤止め ハ 組込止め      ニ 片止め      ホ その他</p> <p>(5) 次に掲げる手のつけ方 イ 挿し手      ロ なわ手      ハ たすき結び ニ 八の字結び      ホ からめ巻      ヘ その他</p>
<p>ロ 割組竹工芸品製作法</p> <p>割組竹工芸品の種類、構造及び特徴</p> <p>割組竹工芸品の製作の方法</p>	<p>次に掲げる割組竹工芸品の種類、構造及び特徴について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 窓 (2) 床柱 (3) 落掛 (4) 棹縁 (5) ひしぎ竹 (6) 合板 (7) 垣 (8) その他</p> <p>次に掲げる割組竹工芸品の製作の方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 曲げ加工 (2) 矯正加工 (3) 平組加工 (4) その他</p>

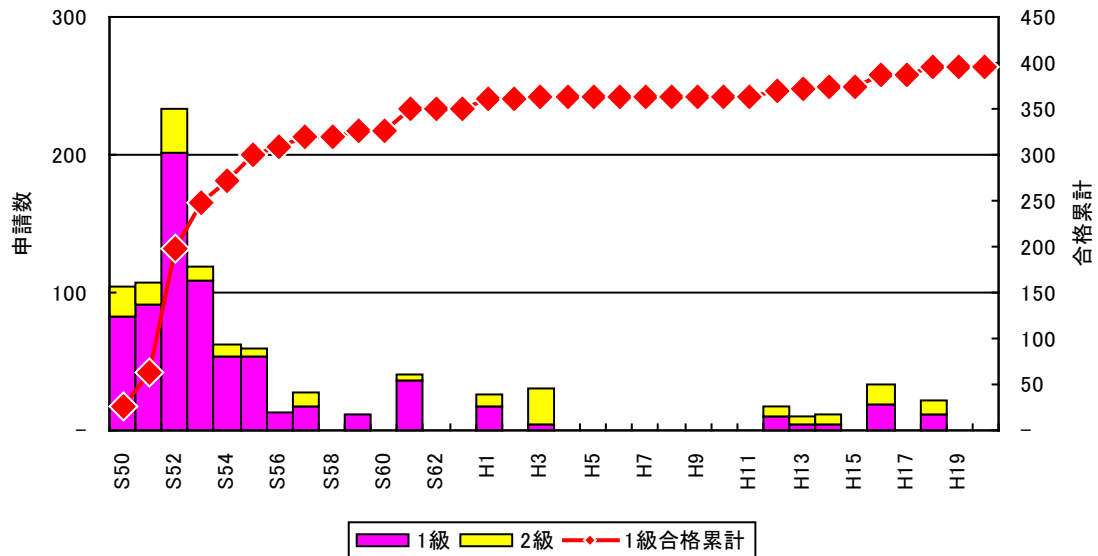
試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>ハ 丸竹加工竹工芸品製作法</p> <p>丸竹加工竹工芸品の種類、構造及び特徴</p> <p>丸竹加工竹工芸品の製作の方法</p> <p>実 技 試 験</p> <p>次の各号に掲げる科目のうち、受検者が選択するいずれかの科目</p> <p>1 編組竹工芸品製作作業 編組竹工芸品の製作 工数見積り</p> <p>2 割組竹工芸品製作作業 割組竹工芸品の製作 工数見積り</p> <p>3 丸竹加工竹工芸品製作作業 丸竹加工竹工芸品の製作 工数見積り</p>	<p>次に掲げる丸竹加工竹工芸品の種類、構造及び特徴について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 花 器      (2) 陳列衣桁<small>いこう しゅもく</small> (撞木)</p> <p>(3) 食器類      (4) 家具類      (5) 梯 子</p> <p>(6) その他</p> <p>次に掲げる丸竹加工竹工芸品の製作の方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 定尺切断      (2) 仕上げ研磨      (3) その他</p> <p>高度な編組竹工芸品の製作ができること。 編組竹工芸品の製作における工数見積りができること。</p> <p>高度な割組竹工芸品の製作ができること。 割組竹工芸品の製作における工数見積りができること。</p> <p>高度な丸竹加工竹工芸品の製作ができること。 丸竹加工竹工芸品の製作における工数見積りができること。</p>

# ガラス製品製造職種の概要

作業追加等の経緯	昭和 50 年度	職種新設（理化学ガラス機器製作作業）
	昭和 52 年度	作業追加（ガラス器成形作業、電気用ガラス製品成形作業、ガラスびん成形作業、理化学・医療用ガラス製品成形作業、照明用ガラス製品成形作業）
	昭和 62 年度	作業統合（ガラス器成形作業、電気用ガラス製品成形作業、ガラスびん成形作業、理化学・医療用ガラス製品成形作業及び照明用ガラス製品成形作業の 5 作業を、ガラス製品成形作業に統合）
	平成 11 年度	試験細目等の最終見直し

## 試験実施状況

ガラス製品製造職種 受検申請者数の推移



			H15	H16	H17	H18	H19	H20	累計
ガラス製品成形作業	1級	申請	-	-	-	-	-	-	246
		合格	-	-	-	-	-	-	194
		(率)	( - )	( - )	( - )	( - )	( - )	( - )	(78.9%)
	2級	申請	-	-	-	-	-	-	30
		合格	-	-	-	-	-	-	28
	(率)	( - )	( - )	( - )	( - )	( - )	( - )	(93.3%)	
	直近 6 年間の受検申請	(S61 以降の実施公示なし)							
理化学ガラス機器製作作業	1級	申請	-	19	-	11	-	-	496
		合格	-	14	-	8	-	-	202
		(率)	( - )	(73.7%)	( - )	(72.7%)	( - )	( - )	(40.7%)
	2級	申請	-	14	-	11	-	-	159
		合格	-	11	-	10	-	-	95
	(率)	( - )	(78.6%)	( - )	(90.9%)	( - )	( - )	(59.7%)	
	直近 6 年間の受検申請	東京都、神奈川県、京都府、熊本県 (実施公示のみ) 石川県、愛知県							